

★市からのお知らせ

税金

年金からの住民税 (市民税・都民税)の引き落とし (特別徴収)

年金からの住民税の引き落とし (特別徴収) の概要や、問い合わせの多い内容についてお知らせします。

特別徴収の対象者

○平成26年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、公的年金所得にかかる納税義務のあるかた
○非課税のかたや65歳未満のかた
○介護保険料が年金から引き落とされていなかた
○引き落としの対象となる年金の年額が18万円以下のかた
○引き落としされる住民税、各保険料、所得税の合計が、年金の支給額より多くなるかた
○1月1日以降に東村山市を転出したかた

○税額の変更や年金の支給停止等が発生し、年金からの引き落としが中止となったかた
○特別徴収の方法
平成26年度から特別徴収が開始されるかた (引き落とし1年目)

平成26年度の住民税のうち半分は、26年6月と8月にこれまでどおり納付書で納めていただき、10月支給分から偶数月に特別徴収を行います。

※引き落としされる住民税額は、納税通知書でご確認ください。
平成25年度以前から特別徴収が開始されているかた (引き落とし2年目以降)

平成26年度の住民税は、26年4・6・8月に仮徴収とし

て引き落としした額を1年間の住民税額から差し引き、残りを3分の1ずつ10・12・2月に引き落としします。仮徴収額が1年間の税額を上回る場合は、年金保険者から市へ納入され次第還付します。

その他の注意点

○特別徴収は納税方法が変わるもので、新たな税負担は生じません。
○住民税の引き落としは介護保険料が引き落とされている年金からとなり、ほかの年金からの引き落としはできません。
○公的年金以外の所得があるかたは、年金からの引き落としとは別に、給与からの特別徴収又は普通徴収で住民税を納めてください。

○公的年金所得にかかわる住民税は、地方税法の規定により、後期高齢者医療保険の保険料や国民健康保険税のように、納付方法 (特別徴収又は普通徴収) を選択することができます。

問課税課

国保・年金

短期証の更新

国民健康保険短期被保険者証 (短期証) を、10月に更新します。新しい短期証は郵送又は窓口で交付します。

郵送のかたは9月下旬に新しい短期証を郵送します。古い短期証は10月1日(水)以降に同封の返信用封筒で返送するか、直接保険年金課 (本庁舎1階) へお返しください。

窓口交付のかたは該当のかたへ事前に通知します。身分証明書をお持ちのうえ、直接保険年金課へお越しください。

市政参加

市民による事業評価 評価結果の報告 「市民による事業評価」は、公募した市民で構成される評価委員から、市の業務改善等に関するアイデア、および事業のあり方や方向性に対する評価をいただく取り組みです。今回は6月から8月にかけて、3つの事業についての評価をいただきました。

評価は「更なる取り組みが必要」「このままでよい」「こうすればよい」「縮小の方向へ」

という4つの選択肢から選んでいただき、評価とともに、各評価対象事業について今後具体的に何をどうすれば良いかという意見もいただきました。(左表参照)

この評価結果を踏まえ、今後、各評価対象事業に対する市の方針を検討・作成していきます。なお、方針は、庁内での検討や行財政改革審議会での審議を経て決定するため、市民評価委員からの評価結果と異なる場合があります。

※詳細は市ホームページの「広報ナビ」からご覧いただけます。

問行政経営課

評価結果等一覧

Table with 3 columns: 事業名, 評価, 評価結果に至る意見や事業改善に向けた具体的なアイデアの例. Rows include 男女共同参画推進事業費, 自治会経費, 地域交流施設.

健康

〇〇トシ教室

筋肉などの衰えを予防するロコモーショントレーニングで、いつまでも元気で自立した生活を送りましょう。

10月14日(火)・21日(火)午前10時～正午

場所 萩山公民館 (萩山町2-13-1)

市内在住・在勤の足腰が弱っていると感じているかた、20名程度

電子申請又は往復はがきに必要な事項と特記事項を明記し、9月26日(消印有効)までにスポーツセンター (〒189-0000 3久米川町3-30-15) へ

特記事項 性別・年齢 ※応募者多数の場合は人数調整し、定員に満たない場合は10月2日(木)午後1時から電話で受付 (先着順)

★受講時に介助が必要なかたは、事前にご相談ください。

問スポーツセンター (☎393・9222)

肺の生活習慣病

1咳・痰は危険信号

長引くせき・たんなどの症状を「年のせい」「風邪の治りが悪いだけ」などと思いつつ、いつの間にか、もしかしたら、COPD (慢性閉塞性肺疾患) という病気かもしれません。

COPDは、予防と薬物等による治療が可能な、いわゆる肺の「生活習慣病」です。日本の推計患者数は500万人以上といわれていますが、95%以上は適切な治療を受けず、死亡者数も年々増加しています。

講座を通してCOPDについて知り、健康づくりに役立てください。

10月6日(月)午後2時～4時

場サンパルネ内「コンベンションホール」(ワンズタワー2階) 市内在住のかた、先着100名

講師 藤田 明氏 (多摩北部医療センター 副院長)

申不要、直接会場へ 問健康課

市民公開講座「目の病気」

50歳をこえた人は要注意! 水晶体が濁って物が見えにくくなる白内障は、主に加齢が原因で、40～50歳代から増え始め、70～80歳代になると多くのかたにみられます。

中途失明になるリスクが最も高いのが緑内障です。症状に気づかず、治療を受けていないかたが多いことがわかっています。

発症リスクが高くなる40～50歳代で、一度は眼科検査を受けることをお勧めします。

多くのかたの参加をお待ちしています。

10月4日(土)午後2時～4時 場本庁舎1階 市内在住のかた、先着90名

講師 佐々木環氏 (多摩北部医療センター 眼科医長) 申不要、直接会場へ

問東村山市医師会 (☎395・1212) 又は市・健康課

縦覧

都市計画 (案) の縦覧

「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にかかわる都市計画案について、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。

なお、市民のかた又は利害関係人は、東京都へ意見書を提出することができます。

9月19日(金)～10月3日(金) 場都・都市計画課 (都庁第二本庁舎21階)、市・都市計画課 (本庁舎4階)

問納税課

納期限は9月30日(火) ○国民健康保険税 (第3期)

9月28日(日) 午前9時～午後3時

市税 (市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税) の納付を受け付けます。場本庁舎2階納税課 (地下1階夜間受付よりお入りください) ※納税証明書、課税・非課税証明書の発行はできません。★納税相談 (要予約) あり。本人以外が相談をする場合は委任状が必要。

今月の納税

日曜納税窓口

市長への手紙

市政に対するご提案・ご意見・ご要望などを受け付けています。手紙・ファクスは14日、Eメールは10日を目的に回答しますが、時間がかかる場合もあります。 ※匿名の場合や誹謗中傷などには回答できません。

問広報広聴課

Table with 2 columns: 内容, 件数. Rows include 8月の受付状況, 都市・環境, 職員・人事, 施設, 健康・福祉, 学校・教育, 財政・税, 子ども・子育て, 政策的提言, その他, 合計.

申必要事項 講座名 (検診名など)・住所・氏名 (ふりがな)・電話番号・特記事項 ※消えるボールペンは使わないでください。